

ストックオプション（2）－ストックオプションの種類

商法のストックオプションには、自己株式方式と新株引受権方式の2つがあります。

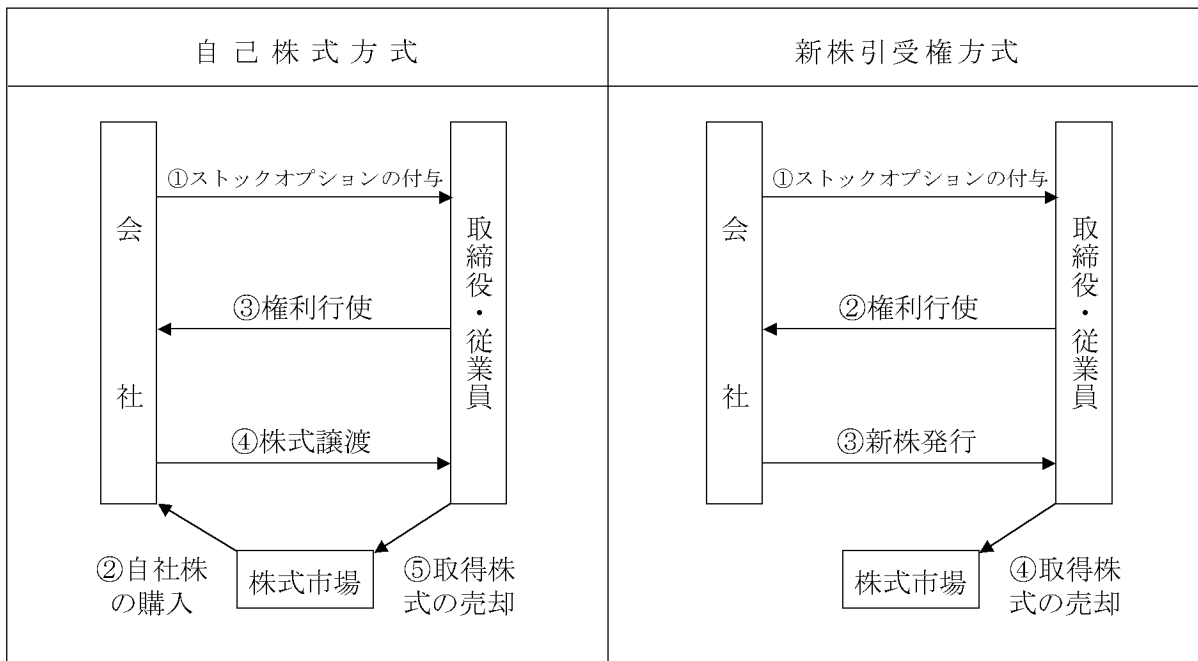
① 自己株式方式によるストックオプション

この方式は、取締役や従業員に自社株を与えるため、まず会社自身が自社株を取得し、自己株式としておいてから、次に取締役や従業員に株式を与える方法をいいます。

② 新株引受権方式によるストックオプション

この方式は取締役や従業員に新株引受権を与え、取締役や従業員がこの権利を行使して増資の払込みをすることによって、株式を取得する方法をいいます。

< 制度概要の比較 >



< 自己株式方式と新株引受権方式の比較 >

項目	自己株式方式	新株引受権方式
定款の定め	不要	必要
決議機関	定時株主総会	定時株主総会又は 臨時株主総会
決議方法	普通決議 特別決議	特別決議 特別決議
株数の制限	発行済株式総数の10%以内 (自己株保有残高を含む)	発行済株式総数の10%以内 (未発行分を含む)
財源制限	配当可能限度額	制限なし
登記	不要	必要
権利行使期間	10年	10年